

令和7年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和7年1月15日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第 1号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 5 議案第 2号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課長補佐	木下慶太
住民課長	柏崎弥香子

住 民 課 長 補 佐	山 岸 達 也
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	山 畑 焔 裕 貴
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉 大 貴
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 畑 焔 裕 貴
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 畑 焔 裕 貴
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大 貴
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	舩 田 光 惠
豊 似 保 育 所 長	小 村 和 德
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	寺 井 真 真
兼 町 営 牧 場 長	寺 井 真 真
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	楠 本 直 美
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本 直 美
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第1回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
本臨時会には、町長から議案2件を受理しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、松田健司議員、11番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。  
田中町長、登壇願います。  
  
1、町長（田中） おはようございます。令和7年第1回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。  
行政報告をさせていただきます。  
1点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額についてであります。  
このたび、国から本交付金の交付限度額が示されました。  
別にお配りをしております行政報告資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

本交付金につきましては、Ⅰの低所得世帯支援枠とⅡの推奨事業メニューの2つのメニューで構成をされております。このうち、Ⅱの推奨事業メニューにつきましては、生活者支援として①から④まで、事業者支援として⑤から⑧まで支援内容が示されており、各地方公共団体の実態に合わせて事業を実施することになります。内容につきましては、それぞれご確認をいただきたいと思いません。

行政報告にお戻りいただきまして、初めに（1）の低所得世帯支援枠分に係る広尾町の交付限度額であります。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の方々への重点的な支援を図るものでありまして、今回の配分額は3,528万6,000円となるものであります。本臨時会に補正予算として提案させていただく給付金事業により、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を交付するものであります。

次に、（2）の推奨事業メニュー分に係る広尾町の交付限度額であります。この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業でありまして、今回の配分額は4,067万2,000円となるものであります。

（3）の交付限度額合計は、2つのメニューで7,595万8,000円となり、広尾町の実態に応じ、きめ細やかな取組を進めていくため、本臨時会に実施事業に係る補正予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の令和6年度普通交付税の再算定についてであります。

令和6年度の普通交付税が国の補正予算の成立に伴い再算定され、追加交付額が12月24日に決定しました。その概要について報告をいたします。

行政報告資料の2ページをお願いいたします。

中段、太枠をご覧ください。追加交付額は8,462万4,000円で、令和6年度の総額は35億5,232万4,000円であります。令和5年度の再算定後と比較しますと、4,186万6,000円の増、率で1.2%の増となったものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第1号～日程第5 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第1号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてと日程第5、議案第2号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第1号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）から議案第2号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,943万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億2,944万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書も併せてお願いをいたします。事項別明細書は3ページであります。

補正の歳入であります。

10款1項地方交付税は、先ほど行政報告いたしました追加交付分であります。

13款1項使用料は、簡易給水施設水道使用料の減免に伴う減額であります。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加であります。

なお、交付金を活用した事業につきましては、議案資料の1ページに一覧表で載せておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

次に、歳出であります。

事項別明細書は4ページをお願いいたします。

2款1項3目財務管理費は、追加交付された普通交付税のうち、令和7年度及び8年度の臨時財政対策債の償還財源として交付された2,191万9,000円を減債基金に積み立てるものであります。

2款2項2目賦課徴収費は、財源内訳の補正であります。

3款1項12目住民税非課税世帯支援給付金給付事業費は、低所得世帯の方々への重点的な支援を図る給付金事業の追加であります。

4款1項1目保健衛生総務費は、水道料金の減免に伴う水道事業会計への補助金及び上水道等を利用せず井戸水や地下水等のみを利用する世帯への助成金の追加であります。同款1項4目簡易給水施設管理費は、財源内訳の補正であります。

6款1項7目物価高騰対策緊急支援事業費は、生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金の追加であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

議案に戻っていただきまして、議案の4ページ、第2表、繰越明許費は、水道事業会計補助金ほか1件であります。

なお、各事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案5ページをお願いいたします。

議案第2号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第1項営業収益から662万円を減額し、同款第2項営業外収益に672万6,000円を追加し、第2款第1項営業収益から114万円を減額し、同款第2項営業外収益に114万円を追加するものであります。

次に、支出であります、第1款第1項営業費用に10万6,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

収入であります。

水道料金の減免による水道使用料及び他会計負担金の整理であります。

次に、支出であります、水道料金システム改修委託料の追加であります。

第3条は、他会計からの補助金でありまして、「52,278千円」に改めるものであります。

以上、議案第1号から第2号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山畑保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畑） 3款民生費、1項社会福祉費、12目住民税非課税世帯支援給付金給付事業費について補足説明をいたします。

議案資料の2ページをご覧ください。

初めに、1、この事業の目的につきましては、低所得者世帯を対象に、電力・ガスや灯油をはじめ、エネルギー・食料価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援として給付金を給付するものでございます。また、住民税非課税世帯のうち子育て世帯につきましては、世帯人数が多いことを考慮して、こども加算として給付金を給付するものでございます。

2の給付対象につきましては、（1）、住民税非課税世帯支援給付金は、基準日において世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主が対象となります。（2）、こども加算分につきましては、（1）の世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童が給付の対象となっております。

次のページ、3ページをご覧ください。

3、給付額につきましては、

（1）、住民税非課税世帯支援給付金は1世帯当たり3万円、（2）、こども加算分につきましては児童1人当たり2万円でございます。

次に、4の給付対象世帯数ですが、（1）、住民税非課税世帯支援給付金は1,000世帯を見込んでおり、（2）、こども加算につきましては55人を見込んでございます。

次に、5の給付方法につきましては、

（1）、住民税非課税世帯支援給付金につきましては、まず先行給付といたしまして、既に口座情報が分かる世帯にはプッシュ型の方法により案内書を送付し、口座の変更がなければ迅速に給付を

いたします。その他につきましては、口座情報がない世帯に確認書、未申告者が含まれる世帯には申請書を送付し、必要事項を確認の上、給付をいたします。

次のページ、4ページをご覧ください。

(2)、こども加算分につきましては、住民税非課税世帯支援給付金に加算し、併せて給付をいたします。

最後に、6の給付スケジュールについてでございます。

先行給付分を3月下旬までに、その他についてを4月上旬から5月上旬までの期間で給付し、会計年度内に給付を完了させる予定でございます。なお、給付スケジュールにつきましては、給付金支給に係るシステムのリリース予定日が本年3月となっており、若干遅れる可能性がございます。

この給付事業につきましては、国からの配分による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠等を活用し実施するものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） それでは、議案資料の5ページをお開きください。

水道基本料金減免事業について補足説明をいたします。

まず、1の目的といたしましては、物価高騰の影響を受ける町民世帯及び町内事業所に対し令和7年1月分から令和7年4月分までの水道基本料金を減免することにより、住民生活及び事業活動への支援を行うものでございます。

なお、上水道事業と簡易水道事業の令和7年1月、2月分については今補正予算に計上しておりますが、3月分と4月分については令和7年度予算に計上をする予定となっております。また、簡易給水事業については、1月から3月分が今回の補正予算、4月分のみが令和7年度予算となります。

続きまして、2の減免対象者及び対象見込み件数ですが、官公庁を除く全世帯及び全事業所が対象となり、1か月当たり3,200件を見込んでおります。

次に、3の減免額についてですが、上水道事業が1か月当たり331万円で、1月、2月の2か月分で662万円、簡易水道事業が1か月当たり57万円、1月、2月の2か月分で114万円、簡易給水事業が1か月当たり1万7,000円、1月から3月の3か月分で5万1,000円、これが今回の補正予算額となります。

次に、その下が令和7年度予算の計上額で、上水道事業、簡易水道事業2か月分と簡易給水事業1か月分の金額をそれぞれ見込んでおります。

次に、4の減免方法につきましては、各月の水道料金から基本料金分を減額いたします。

5の減免の周知及び実施スケジュールについては、広報2月号で折り込みチラシにより全世帯へ周知を行う予定となっております。

その下の段から裏面の7ページまでは、上水道、簡易水道、それから簡易給水における月ごとの

スケジュールを記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思えます。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） 次に、山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 自家水利用世帯支援助成金についてご説明申し上げます。

初めに、事項別明細書の5ページをご覧ください。

下段、4款1項1目保健衛生総務費の説明欄の一番下、05の自家水利用世帯支援事業になります。こちらにつきましては、利用状況の実績を確認後に交付決定を行うことから、事業予算につきましては全額を繰越明許費として計上させていただいております。

次に、事業の内容でございます。

議案資料の8ページをご覧ください。

1の目的でございます。物価高騰対策として実施をするものでございまして、水道の基本料金の減免を受けられない、いわゆる井戸水または地下水等のみを利用する世帯を対象に実施をするものでございます。

2の減免対象者でございます。上水道等を利用せず、井戸水、地下水等のみを利用する世帯を対象とするものでございます。

対象の見込み件数といたしましては10件を想定しております。

助成金額でございますが、1世帯当たり月額で1,100円、最大で4か月分で4,400円を見込んでございます。

次のページ、9ページ、対象期間でございますが、令和7年1月から4月までの4か月間を想定しております。

申請及び給付の方法、今後のスケジュールでございますが、町広報に事業内容の掲載、これは4月号を予定しております。申請の受付につきましては、5月を予定しております。申請受付後、速やかに助成金につきましては口座に振り込み、申請受付後、こちらにつきましては随時という形で、件数が少ないものですから随時対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、商工費の事業について説明をいたします。

議案資料の10ページをお願いいたします。

広尾町生活応援プレミアム付商品券発行事業補助金です。

目的としまして、物価高騰等による町民の経済的負担の軽減及び地域経済の消費喚起を目的に生活応援プレミアム付商品券を発行するものであります。

2の商品券の名称につきましては、広尾町生活応援プレミアム付商品券となります。

プレミアム率は30%といたします。

商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組13枚6,500円相当分を5,000円で販売いたします。

購入上限は、20組となる10万円までとします。

11ページをお願いします。

発行総額1億400万円、うち2,400万円をプレミアム分として補助し、総組数1万6,000組を発行いたします。

購入は各世帯20組を上限とし、希望多数の場合、上限20組を希望される世帯より上限を調整し、希望世帯全体で賄うことによって、希望組数は当たらないまでも、購入希望の世帯は必ず購入することができるようにいたします。

なお、販売方法につきましては予約制といたします。

商品券を利用できる業者は、公募を行い、応募のあった町内の商工業者といたします。

商品券の使用期間といたしましては4月1日から9月30日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものといたします。

今後の予定として、年度内に予約を受け付け、商品券引換えを4月1日から行うことを考えておりまして、その他詳細につきましては事業主体となる商工会と協議してまいります。

販売場所につきましては、前回発行したときと同様、広尾町商工会のほか、豊似、野塚、音調津の各郵便局で行いたいと考えております。

また、既に繰越予算となることが見込まれますので、3月定例会にて繰越分を含め整理することを考えておりますので、ご理解願います。

以上で、補足説明とさせていただきます。

すみません、私の説明で資料と違うところがありました。10ページ、4の商品券の発行につきましては、1世帯10組5万円まで購入可能とすることといたします。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と水道事業会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と水道事業会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第1号と議案第2号の2件に対する質疑の発言を許します。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 水道基本料金減免事業に関してでございます。

1月から4月まで減免していただけたということでありましたが、全国的にも水道料金の値上げが様々な自治体で行われている現状があります。また、管内でも複数の自治体が値上げに踏み切る検討をされているということですが、本町においては今後どのような見通しになっているのか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 水道料金の今後の値上げの見通しということではよろしいでしょうか。現在のところ、値上げをする予定は今のところまだございません。以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第1号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてと議案第2号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号と議案第2号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第1号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてと議案第2号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分